

消防職員の「名ばかり管理職」に時間外・夜間勤務手当・休日勤務手当等を支払えとの高裁判決が出る！

弁護士 福井 悦子

マクドナルドの店長への残業代不払いで有名になった？名ばかり管理職？問題は、公務員の世界にもあります。

稲沢消防の？管理職？消防職員が、時間外勤務手当・深夜割増・休日勤務手当の支払を求めて提訴していた事件の控訴審判決が、去る十一月十一日に名古屋高裁でありました。

稲沢市は、？管理職には管理職手当を払っているので時間外手当を払わなくても良い？と主張していました。

名古屋高裁は、原告らは時間外手当を支払わなくてもよい？管理監督者にはあたらなない？との理由で、時効にかかった分を除き、消防職員の請求を全面的に認めました。

稲沢市は上告を断念し、高裁判決が確定しました。

判決の結論は、至極当然のものですが、ここまで来る道のりは決して平坦ではありませんでした。

消防職員には団結権はなく、当然労働組合はありません。かつ消防職員は厳しい階級制のもとにあります。

現役の？管理職？消防職員が市に対し裁判を起こすということ自体が実は大変なことなのです。

愛知県内には、稲沢市以外にも名古屋市、豊橋市を初めとして？名ばかり管理職？を作っている自治体が少なくありません。

今後、この判決がこれらの自治体に与える影響は少なからぬものがあると思われれます。